

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【12】
2. 日時：令和5年10月10日 13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、千明上席安全審査官、義崎上席安全審査官、
皆川管理官補佐※、小林主任安全審査官、津金主任安全審査官、
中村主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、府川安全審査官、
宮崎安全審査専門職、

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他16名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他6名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ スタッフ副長 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 運営課 副長 他16名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 副課長 他2名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 安全総括室 課長 他1名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 運営管理室 副主任※

中国電力株式会社

電源事業本部（原子力耐震） 担当副長※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁のイトウでそれではヒアリングの方始めていきたいと思 います。では東京電力から説明の方、お願いします。
0:00:11	はい東京電力野本ですよろしく申し上げます。まず初めにグラウンドル ールの方を説明していきたいと思ますちょっとやり方、確認ですけど も、先にグラウンドルール全体の
0:00:24	流れ、どこどうなってるか、ご説明した後に、その比較表をご用意してま すので、その説明をしていきたいなと思ます。何で触り最初に、どん なグラウンドルールになってるかっていうのを先に説明させていただきます 。お手元の資料の、
0:00:39	KK6 補足 001--1 改 0
0:00:43	10 月 4 日提出のものをですね、ご確認いただければと思ます。
0:00:49	それをめくっていただいて右下に通し番号が書いてありますので、それ で上げていきます 3 ページからですけども、まず 1 章目ですが、
0:00:59	こちらは、
0:01:01	大丈夫ですかね。基本的な考え方を書いておきまして、工認はアノし、 技術基準条文と、設置許可条文から入ってきて、
0:01:12	設置許可の本文テンパチ等から基本設計方針を作っていくって、
0:01:18	アトベ、炉規則の別表第 2 に基づいて、書類を作っていきますよって いう基本的な流れを第 1 章に書いてあります。
0:01:27	右肩の 7 ページに書類構成の図がありましてこういうふうに、
0:01:35	各種書類が本文と要目表、添付書類に分かれてついて行っていきます ってというのが書かれている基本的なものになります。
0:01:43	2 章目いきたいと思ます。8 ページですね。
0:01:49	2 章目はですね、本文の事業目標の記載ルールを書いてあるところ になります。
0:01:55	衛藤。
0:01:57	より共用に関する名称のつけ方や、兼用設備の書き方。
0:02:04	あと、
0:02:06	いろいろ細かいルールがあるんですけど、
0:02:09	既設の
0:02:12	変更前後の書き方だったり、
0:02:16	配管の名称の付け方とかですね、そういったものが細かく書いてあり まして、めくっていただくと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	23 ページ以降にそれを具体的にどういうふうにするかっていうのが書かれてる例示が書かれております。
0:02:33	基本的にこの要目表のルールに従ってですね、要目表は作られておりますので今後ヒアリングでご確認していただければと思います。
0:02:46	すいません結構飛びます。ちょっとお待ちください。
0:02:53	はい。
0:02:56	3 章です。
0:02:58	とですね、276 ページですすごい飛びます。
0:03:11	3 章からは、基本設計方針ですね、本文に記載されます基本設計方針のルールの記載ルールが書いてあります。
0:03:21	項目とも久慈伊井の書き方だったりとか運用をどう記載するかとかですね。
0:03:28	そういった基本設計方針の中でどういう記載をなさっていくのがこちらのルールに書かれております。
0:03:39	ですね。
0:03:43	ちょっとお待ちください。
0:03:46	で 295 ページ。
0:03:49	から別紙になってるん。
0:03:51	ですけどすみません、294 ページからでした。別紙になってるんですが、ここに基本設計方針の各項目と、細かな目次が例示で書かれてますけども、基本的にこれに倣って基本設計方針が作られて、
0:04:07	いると思っていただければと思います。
0:04:13	はい。
0:04:14	ですね。
0:04:17	322 ページに、3 章別紙 4 っていうものがあります。
0:04:33	こちら技術基準要求機器リストのそうですね 321 ページと 322 ページですね。
0:04:39	技術基準要求機器リストというもののルールに載ってまして、別表第 2 で、拾う。
0:04:47	要目表作っていくんですが、新規制基準対応の設備では、別表第 2 で拾い切れない設備が何個かあります。そういったものを
0:04:58	こういうふうに
0:05:00	321 ページのフローで拾って行ってですね。
0:05:05	どういうふうに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:07	要目表に表せない設備をし、節、今回の設工認で示していくかっていうのが、書かれております。
0:05:15	これで基本的に説明書だったりですね、
0:05:19	設定根拠説明書の別添とかに、
0:05:22	こういった別表第 2 で、表せない設備が現れてくるようになっておりますので、ヒアリングの際にご確認ください。
0:05:31	はい。
0:05:31	3 章は以上にして、
0:05:34	次は 4 章。
0:05:36	になります。
0:05:39	333 ページからですね。
0:05:44	4 章は、適用規格適用基準のルールになっております。
0:05:50	このページ見てもらえばわかりますがどんな規格基準類を本文の適用規格基準に載せるかということ、
0:06:00	ここに書いております。
0:06:05	前回ですね 9 月 27 日のヒアリングの際に、ご指摘いただいた適用規格基準の
0:06:13	新規ものがないのかっていうのを確認してくれっていう、コメントがあったんですけども、戻って確認した結果、7 号機と 6 号機では差異は、
0:06:24	一つもなくですね、全く同じ規格を使っていると、ということがわかっております。
0:06:31	比較表もできておりますので、先に資料提出し落としてお出しすることは可能ですので、
0:06:38	ちょっと説明終わった後に必要でしたら言っていただければと思います。
0:06:45	適用規格は以上です 5 章いきます。
0:06:50	342 ページからです。
0:06:59	で 5 章は、添付書類の可否を整理しております。
0:07:07	技術基準規則と設置許可基準規則から必要な設備があぶり出されてそれを別表第 2 イデ、
0:07:14	照らし合わせての該当する施設区分とかを選んでですね、どの添付書類に変えていくかというものをここに記載してあります。
0:07:24	その上で添付書類を、どの、どの条文がですね技術基準条文に対してどんな添付書類がついてるかっていう整理表をですね、
0:07:35	作っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:40	これが 347 ページにあるんですけども、
0:07:46	実態を言うとこれは他社との比較も作って、すでに作ってありまして、準備はできております。
0:07:55	東北さんや中国さんは、これをベツプ、
0:07:58	グランドルールの補足の
0:08:00	追加資料扱いで、別形で出していましたので、そういう形で出した方が 良いよろしかったらその形で出そうかなと思ってます。基本的にはグ ランドルールに書かれている通り整理はしてあります。
0:08:13	ということになります。
0:08:15	353 ページから、
0:08:22	添付書類の添付 4 の考え方についてっていう立神の整理表があるん ですけども、こちらは縦軸が別表第 2 の添付書類の
0:08:32	名称になってまして、それに対して A-6 号機で DBSA でどれが対象に なるかっていうのを整理しているものになります。
0:08:41	これも基本的に 7 号と全然変わらないです。
0:08:45	はい。
0:08:47	5 章は以上にします。6 章です。
0:08:51	372 ページから、
0:08:57	こちらですね先ほど 5 章で整理した添付書類の中で、耐震強度、とかす 家財防護や自然現象被水といった別添で出している。
0:09:09	添付書類の計算書類とかですね。
0:09:12	基本方針類とかの記載の内容をこうしてくださいっていう基本的なルー ルが書かれております。
0:09:22	中身は説明したいんですけどこれにのっって説明書を作っております。
0:09:29	で、377 ページに
0:09:33	別紙 12345 っておりますけども、それに応じてですね、
0:09:40	それぞれの作り方、間瀬別紙 1 だったら設定根拠に関する説明書の作 り方で別紙 2 が設置許可とせ設置許可との整合性に関する説明書の 作り方とか、
0:09:51	ですね。
0:09:52	で、345 と、強度耐震で下坊自然現象被水、
0:09:57	河畔評価の作成要領といった形で、添付書類の基本的な作り方をここ で書いております。
0:10:12	はい。
0:10:13	で、7 章いきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:18	459 ページです。
0:10:33	はい。
0:10:36	7 章からは、図面のルールになっておりまして、添付図面、
0:10:41	どういうふうに作っていかってというのが書かれているのと、こういったものが、
0:10:48	どの図面を作んなきゃいけないのかというのを整理しております。460 ページが、どの図面をつけるかっていう整理になって、
0:10:56	おりましてこれに倣ってやっております。
0:11:02	でちょっとご説明したいところがありまして、465 ページ。
0:11:08	ですね、ちょっと系統図が我々、かなり特殊なものになってますのでちょっとご説明したいと思います。
0:11:16	まず、
0:11:20	えっとですね、SA設備の系統図について主たるルールを赤字で基本的に示しております。その上でですね、
0:11:29	兼用してる設備は、多数 7 号機では 6 号機の場合はですね、てか、柏崎六、七号機の場合は兼用してる設備が多数ありますので、
0:11:41	その兼用ごとに色をつけてですね、の系統図でわかるようにしてあります。これは結構我々オリジナル
0:11:49	なところですので、ちょっと
0:11:52	紹介ですんで、それを政治でちょっと説明しますと、
0:11:59	476 ページと 477 ページがわかりやすい。
0:12:05	0 かなと。
0:12:10	476 ページが、普通に主たる経路を赤字で書いてる。
0:12:16	ものですね。
0:12:18	これ普通のやつですと、477 ページは、
0:12:23	いろんな設備、系統がですね。
0:12:27	間借りしている場所がありましてそれを色つきで分別してですね、わかるように記載してあります。こういったものが我々の図面ではいっぱい出てきますので、
0:12:39	要目表審査する際にちょっとご注意していただければと思います。
0:12:47	はい。
0:12:49	ハッシュウを行きたいと思います 491 ページですね。
0:13:04	8 章なんですけども、まず東北さんと中国さんは、共用設備が多分ず、極端に少ないというかですね、単独号機で基本的に出されておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:17	我々は 67 号機でツインプラントとして、ちょっと 7 号機側を先に出して、審査していただいて、
0:13:24	ておりますけども、基本共用がたくさんあります。
0:13:29	なのでちょっとここは注意して説明していきたいんですけど、名称がかなりその共用というものがついてるパターンが多いので、ご注意ください見ていただければなと思っておりますちょっと紹介したいので、
0:13:47	えーとですね、494 ページを、はい。
0:13:58	の一番上の段ですね、6 号機申請書の場合ってところで、
0:14:02	共用の名前のつけ方の基本ルールが全部ここに書いてあります。
0:14:09	まるまるせえちょっと読みますと括弧 0 で、丸々設備、括弧
0:14:15	各 6 号機設備間まで、67 号機共用カンマ 7 号機設備、67 号機共用で 6 号機設置と。
0:14:25	いうのがあります。これ、江藤純乃って説明しますと、6 号機設備というものは、共用設備じゃない単独の設備です。
0:14:36	で、67 号機共用は 6 号機で登録する、6 号機設備の 67 号機共用の設備。
0:14:45	7 号機設備で 67 号機共用 6 号機設置って書いてあるものは、7 号機登録で 67 号機共用となっております。何で今回の申請の場合、
0:14:57	6 号機の申請になりますので、67 号機共用って書いてあるものは 6 号機登録だと思っていただいていた方がいいです。
0:15:05	で、7 号機ですでに出して、7 号機設備オカ動きを予定なってるものは、7 号機でも申請して出してるものっていうなってます。そういうふうになっております。
0:15:15	6 号機設備って書いてあるものは、6 号機単独なので、共用とかではないと。
0:15:21	いうふうになってます。こういう名称が基本設計方針とか、要目表でたくさん出てきますので、ちょっとご注意くださいいただければなと。
0:15:30	思います。
0:15:33	で、ここでいろいろ書いてありますが、基本的に、7 号機ですでに 6 号機の使用も含めて、添付書類で説明したものについては省略してありますが、
0:15:47	例えば 495 ページの括弧 C、
0:15:53	あと、中央制御室と緊急時井清対策所オオノ。
0:15:59	居住性と日、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:01	居住性と機能に関する説明書については、おなじ内容なんですけども、67号機共用なんで同じ内容なんですけども、全く同じ書類を出しますよとか、
0:16:11	そういったものがあったりします。
0:16:14	例えば可搬型の耐震計算書とかはですね、67号機共用の設備がほとんどで、
0:16:24	基本的に呼び込みで、全部説明することに、6号機の場合はなります。
0:16:31	そういった共用のルールが、ここに書いてありましてそれに倣って今回申請しているという形に、
0:16:37	なります。
0:16:39	はい、8章は以上です。
0:16:43	9条505ページなんですけども、こちらは技術基準の新旧比較表をと。
0:16:51	設置許可基準規則と技術基準規則の比較表ということで、技術基準規則が改正されるたびにですね、確認しての整理はしておりますけども、
0:17:05	当然新しい条文に従って、整理してやるのは、いつも通りやっておりますので、ここは細かい説明は省略したいと思います。
0:17:16	本筋のグランドルールの説明はこれぐらい、イデはちょっと終わらせてですね比較表の方をちょっと、
0:17:24	説明したいと思います。
0:17:30	比較表をですねKK6補足の001。
0:17:34	照井001-1改0の括弧比較表って書かれてるA4横紙のやつになります。
0:17:50	基本的に左側に島根さん。
0:17:54	ですね。
0:17:55	中国電機電力の島根2号機さんを並べさしてもらっていて、
0:18:02	真ん中が柏崎の7号で、右側が6号機になってます。
0:18:08	基本的にですね、
0:18:13	ほぼ法令改正で工事計画、工認がですね設計及び工事計画になったものを反映してるものは大多数なのと、
0:18:23	どうぞ。
0:18:25	あれですね、工事の方法と品質マネジメントシステムの説明書とかが追加にされなった分が反映されているぐらいで7号と6号機で大きな違いはないです。
0:18:38	で、少し取る事情があってルールを変えた場所がありますのでそこだけ説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:47	比較表の右下の 11、
0:18:50	通し番号の 11 を見てください。
0:19:04	一番上のですね、
0:19:08	ところから説明しますと、
0:19:10	ちょっと青字のところ読みますが、すでに供用さ、登録されている場合には、長期の
0:19:17	長期の記載の例にある本工事計画で、
0:19:21	とするの表現とせず、本日、本工事計画での部分を除き、
0:19:26	000 号機で申請済みを追記して、
0:19:31	語尾をDRで結ぶこととすると。
0:19:34	例に書いてある通りですが、以下の設備は 7 号機設備であり、6 号機及び 7 号機共用括弧 7 号機で申請済みであるというふうにですね。
0:19:44	67 共用ですすでに 7 号機で申請しているものは、要目表上で、注記を入れてですね。
0:19:52	隠せ、この以下の設備は、
0:19:55	7 号機設備であって 6 号及び 7 号機共用、
0:20:00	7 号機で申請済みという形で、羅列してですね、要目表の掲載自体は省略してます。
0:20:08	もともとですね 7 号機の時には、本項で、工事計画でっていう文言でもう、
0:20:16	やることになってましたが、これ一、7 号機の後にすぐ 6 号機を出す、出せればこれでよかったんですけども、ちょっと間が空いてしまったので、
0:20:27	7 号機ですすでに申請済みですよっていう文言に書き換えるルールにしました。
0:20:34	これ共用設備に対して入れているものになります。
0:20:39	はい。あと 7 番ですね。
0:20:42	衛藤。11 ページの一番下。
0:20:45	これは菅。
0:20:48	新規のルールになってまして、青のところは、なお 6 号機の技術基準規則適合性の評価の結果、6 号区としての設備仕様の記載が必要な場合は、
0:20:59	6 号機側に設備仕様を記載すると。
0:21:02	ということです。ちょっとこれ、
0:21:05	ちょっとお待ちくださいね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:17	ちょっと何を言ってるかわからないかもしれないので、の具体例で説明したいと思います。
0:21:23	これ、あれですね、もともと67号機共用として7号機で審査してもらった要目表の中で、
0:21:31	6号機側で設備仕様をちょっと変えないと説明がつかない。
0:21:38	設備が、
0:21:40	あたりします。
0:21:41	その例代表例がですね、
0:21:44	代替熱交換器ユニットと、
0:21:46	呼ばれる、
0:21:49	可搬型で熱交換器積んでる、
0:21:54	代替RCWって呼ばれる設備なんですけども、もともと67号機共用で7号機側で申請していましたが、
0:22:03	その時点ではですね、その6号機側の、大体RCWで使う設備の仕様が全部確定していたわけではなかったんで、
0:22:13	6号機の使用を含んだ形にしていまませんでしたと。
0:22:18	今回6号機で申請するにあたって、Aの6号機側で、その熱交換器ユニットの容量とか、羊蹄の仕様が変わってしまうので、
0:22:29	それをわかるように記載して、
0:22:34	もう1回要目表を出しているというもののためのルールです。
0:22:41	なので実際これ要目表の審査をする際に見ていただければわかると思いますけども、7号機側の仕様はそのまま載った上で変更後に、6号機側の仕様を乗つける形に、
0:22:53	してありますので、注意して見ていただければと思います。
0:22:57	ルールを追加しているのはここぐらいであとはですね、設計及び工事計画って書いてあったものを、設計及び工事計画と、
0:23:05	変えていたり、品管マネジメントシステムの説明書が追加になったので、それもスコープに入れてるという形になります。
0:23:17	なんで細かい内容は、
0:23:20	控えさせていただきますが基本的には全部、先ほど説明したもの以外は記載の適正化となっております。
0:23:28	はい。説明は以上です。
0:23:33	はい。規制庁の伊東ですでは、グランドルールに関する質疑を始めたいと思います質問等ありましたら、お願いします。
0:23:48	規制庁のヨシザキです。一番最後の比較表の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:55	11 ページの 7 番目の項目のところで、6 号機では代替熱交のスペックが少し詳細設計した結果が変わったって多分そういうことだと思うんですけど他に。
0:24:09	そういったものってのはなかったんですかね。今例示としては代替熱交しか言ってなかったんですけど。
0:24:15	他にそういった同じようなものってあるんですか。
0:24:27	あ、東京電力野本です。設計が変わってるって聞いているものは事務局としてはこれだけ代替熱交だけで、あともう 1 個このルールを適用しなきゃいけないのが、
0:24:40	MCR中操の空調関係になります。
0:24:46	これはちょっとまた、代替熱交と事情が違いまして、
0:24:50	もともと 7 号機側で A67 号、
0:24:56	共用だけど 7 号機側の設備しか載っていませんでした。理由がありまして、中央制御室は 67 で、ワンプラント。
0:25:06	ツープラントワン中操で、7 号機側の中層空調系で 6 号機側も冷やすことが、
0:25:14	できてましたので、6 号機側の使用は一切書いてませんでした。
0:25:19	今回、
0:25:21	6 号機を申請書にあって、当たって、6 号機側の中層空調だけを、67 号共用として載つけて、これもまた一緒ですね、
0:25:32	7 号機側の中層空調がなくても、6 号機側の中層空調単独で冷却ができちゃうので、
0:25:39	7 号機側の設備は登場しないと、いうふうになってます。
0:25:45	ていうので、6 号機側の仕様を新たに追加する六、七共用設備っていうのは今のところ、代替熱交と、
0:25:53	中層空調だけとなっております。
0:26:09	東京電力太田です。
0:26:11	あと 7 号機で出していた要目表で、再度、
0:26:17	6 オオキて出してるものとして、
0:26:21	非常用ディーゼル発電機の軽油タンク、
0:26:24	なんですけど、
0:26:26	これ 6 合議で二つ、7 号機で二つ存在するんですけど、
0:26:32	両方とも 7 号機で申請をしていて、7 号機側では、
0:26:39	SA設備の軽油、
0:26:44	使うための軽油を保管するっていう役割と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:47	当然ディーゼル発電機の
0:26:50	経営タンクって位置付けで、6号機側のものは、7号機の場合は、SSの油を取るための、
0:26:58	ものとして申請をしました。それが今度7号、6号機の申請が逆になりますので、
0:27:05	7号機は、SAのフロント利用のもの、6号機は、
0:27:11	SAの油取りをプラス、
0:27:14	提示6オオキの提示をムタ計画という形で申請することになっています。
0:27:23	規制庁の井関さんの今の説明で、わかりましたんで、たかっただけはそういったものを少し洗い出してもらって、そういったものに抜けがないかってところをしっかりと、
0:27:35	抜けたらまた組成になるので、その辺をしっかりとチェックした上で、何かまとめてもらうとすごく助かるんですけど
0:27:45	バラバラではなくて何か1個の資料みたいなので、まとめてもらえると、そこから
0:27:52	同じように確認できるので、そういったこともご検討いただければと思います。
0:28:01	東京インキ野本です。
0:28:03	ちょっとまとめ方とか、調整してですね、
0:28:08	ご指摘にこたえられるように対応したいと思います。
0:28:13	規制庁のヨシザキですはいよろしくお願いします、ソーレと、何だっけな、後ろの方で、
0:28:19	オカ。
0:28:21	495ページ、本体のところの、
0:28:26	ところで、説明があったところで、何だ、
0:28:32	中央制御室の機能の説明書等を、
0:28:35	(1)のところですね。
0:28:37	40695ページの一番上の括弧C正しいのところで、
0:28:42	中央制御室の機能の説明書と、中央制御室の居住性のところは、これは被ばくの評価の観点から、6号機、
0:28:51	でも、
0:28:52	資料を、
0:28:54	添付するとそういうことですよ。
0:28:56	当局の方です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:58	その通りで、被ばく評価の観点で、全くおんなじ評価、記載内容を、7号、6号機に名前を変えるところはあるにせよそれだけで出します。
0:29:11	はい。全く同じものです。はい、被ばく評価の結果は全く変わらないので、おんなじものを出します。
0:29:19	規制庁の井関さんは、同じもの6号機名前があるかもしれないけど同じものとかで、そのあとに、可搬型は、同じ共用で、7号で時と7号に申請したときの考え方を、共用で6本を使うから、
0:29:34	その場合は、読み込むって言ってました読み込む読み込み方みたいな、何か記載で見たってありましたっけ。
0:29:43	東京電力野本です。一応496ページにですね、基本的にこういうふうにしてくださいと。
0:29:50	というのが書いてあります例示ですけども、
0:29:54	しっかりですねいつ認可もらって、
0:29:58	やってるのかというのを書いた上で呼び込みますよと。
0:30:04	何々によるって書いてありますけどもこれでもうそこで説明して認可もらってるやつですよっていう形でやっていきます。
0:30:15	規制庁の井関例示があつたんですね、499ページは、とりあえず高齢で、わかりました。はい。
0:30:25	あとすいませんもう1個、
0:30:27	1ページ前の494ページで、今回すごいややこしい表現のところ、6号機設備等、67共用等、
0:30:38	7号機設備ます認可してある、7号機設備の67共用で6オオキ設置って、これだから、全部が同じなんだ。
0:30:49	三つとも同じセットになるところですかそれとも何か。
0:30:52	真ん中だけないとか、
0:30:54	一番最初でないとかそういうのはあるんですか。
0:30:57	東京大学の本です。はいおっしゃる通りで、6号機設備だけのものあれば、
0:31:03	67号機共用だけでなく、7号機設備六、七号機共用というのも、
0:31:09	あります。バラバラです。はい。なので、本当にご注意して見ていただかないといけないところなので、これは67号機特有かなとは思いますが、ちょっとご注意していただければと思います。
0:31:23	寄生虫出席こちらにも注意してみようかと思うんですけど何かネタじゃないんですけど本当本当になんていうの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:30	本当の現場はこれが共用で、これ 6 号機単独で、これ 7 号機で共用して るってのが、何かそれと突き合わせじゃないけど、
0:31:39	注意してみるにも、そういった何かものが、
0:31:42	あれば、見やすいなと思うんですけど、何かそういった、データとい うか、
0:31:47	何かバックデータみたいな、あるんですかね。
0:31:50	ここの記載が合ってるよっていうのを確認するための、7 どれを見たら いいかとかっていうのは、どうしたらいいですかね。
0:32:12	東京電力の大口です。
0:32:17	484 ページ。
0:32:21	とかですねちょっと見ていただきたいんですけど。
0:32:27	事業目標に出てくる設備であれば、
0:32:30	こちらの図面にある通りですね。
0:32:33	どこにこう書いてあるっていうのが、
0:32:36	わかって、リンクするようにはなってます。ただこれ要目表だけなので、 基本設計方針だけのやつだとちょっとわからないかもしれないので、
0:32:47	えーとですね。
0:32:49	ただ
0:32:50	Ⅱ、通信連絡設備とか安全避難ツールとかは、通信連絡設備はわかり づらかったので補足で何か、7 号機ときは示してたりはしてました。
0:33:01	なんでその説明書ごとにこういうふうになってますっていうことをお示し することは全然できると思います。
0:33:09	規制庁イセ一番最後の説明上で、ちゃんとなんだこれは 6 号機が強力 な共用をナゴキーで先行で、先に申請して審査しているというのがもし わかれば、
0:33:21	説明書レベルでわかればそれでチェックできるので、それで対応したい なと思うんですけども、よろしくをお願いします。
0:33:31	東京イクノです。了解しました。
0:33:35	私からは以上です。40 ヨンザキです。私から以上です。
0:33:52	規制庁の宮崎です。先ほど藤都築ですけど 494 ページで、
0:34:00	この三つのカテゴリーでちょっとイメージズーか何かできないですかね 要は、
0:34:08	一番最後の 7 号機設備と 67 号機共用 6 号機に設置ってちょっと何か イメージがなかなかつきにくいので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:19	これを 67 号機に設置っていうことはこの炉 6 号機に設置ということはこの 6 号機側にあるっていう、場所的なものなのか何なのかちょっとそこから辺がイメージつきにくいので、
0:34:33	何か守備範囲のイメージ図が、
0:34:38	設備にありましたよねその辺、
0:34:40	と似たような感じで、ちょっと、
0:34:43	お願いできないかなと思いますけども。
0:34:49	東京電力野本です。えっとですね。
0:34:52	503 ページと 504 ページを
0:35:01	イメージ図
0:35:03	んていう感じにはなりますけど四角で一応示しては、
0:35:08	いるんですけどもこういう形で
0:35:14	6 号機設置ろくな動き共用で、7 号機で申請し、審査してもらわなきゃいけないやつは、
0:35:21	号機側で説明しますよとか、こういうふうには掛けかけ方はここ、こちらに書いてある通りになります。
0:35:30	ちょっと
0:35:31	イメージですと、
0:35:34	わかりやすい例がちょっとありますので、
0:35:38	問 492 ページのちょっと文章になっちゃって大変恐縮ですが、
0:35:48	安全パラメータ表示システム SPDS の
0:35:53	ちょうど中段の 7 号機。
0:35:56	申請書の記載の場合っていうものがあるんですけども、
0:36:00	SPT 数なのでこれ 7 号機設置、7 号機設備で 67 号機共用法オオキ設置っていうのがあります。
0:36:09	この場合、7 号機設備っていうのは、7 号機の中操に置いてある SPDS のことで、
0:36:16	67 号機共用 5 号機に設置って書いてありますのは、5 号機の緊急時対策所に置いてある SPDS のことになります。なんで、設置って書かれているものは、
0:36:27	置かれてる号機のことを指して、
0:36:30	おります。
0:36:31	で、
0:36:32	ちょっとややこしいんですが 6 号機に置いてあって、7 号機で先に出しちゃったものは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:39	ぎ 7 号機の技術基準適合性の観点で必ず 7 号機側で説明しなさいい けなかった設備、
0:36:46	になってまして。
0:36:48	そんなに多くはないですけどもそういったものもあるっていう形ですっ て。
0:36:53	ちょっと宮崎さんのご指摘にかなうかわからないですけどイメージ図を 想定して作っているのは 503 と 504 の、
0:37:01	ページにあるものになります。
0:37:08	規制庁の宮崎です。
0:37:11	ですので、最後のどこどこにイセ何号機に設置っていう、
0:37:18	この意味は、設置してある場所を指名するということによろしいです か。東京大学の郷ですその通りです。
0:37:27	すいません。可搬型であれば、何、何何号機に保管って書かれておりま す。
0:37:33	設置って書かれてるのが、常設設備で、
0:37:37	保管って書かれてるものは可搬設備ですね、こちらもちょうとルール上 では、記載してますけども、常設は設置と書きなさいと。
0:37:46	過半の場合は、放管と書きなさいと。
0:37:51	書いてあります。
0:37:57	はい。規制庁の宮崎です。そういう認識で、ちよつととらえていきます。あ りがとうました。
0:38:15	原子力規制庁の小林ですに多様な質問なんですけれども比較表の何 ページ。
0:38:23	11 ページの項目的項目では 4、
0:38:28	番目ですね本部 2 というところですけども、そこ青印で先ほどご説明 いただきましたけれども、柏崎 6 号機のところで
0:38:36	この米印ですでに共用登録されている場合にはっていう文章一文ござ いますけれども、この文章っていうのは別に、今回初めて出たわけでは なくて今までの、例えば
0:38:48	仙台市とかですね、玄海 34 とかでも同様の記載があつてそれをただ踏 襲しているという認識でよろしいんですか、それとも改めて違うルールで 独自に書いているとかそういうわけではないですよ。
0:39:00	東京大学の本です。基本的な趣旨はアノオノ女川さんとか島根さんと全 然違ってなくて、ただ申請済みですと、7 号機ですすでに申請済みで、
0:39:13	もう審査してもらってますよっていうのを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:16	わかりやすくするためだけにちょっと文言を追加しましたっていう形にしています。すいませんちょっと私の言い方悪かったと思うんですけども私が言いたかったのは
0:39:26	共用設備に関してなんですけど最初にとりあえず今日設工認でご存知通りコール主義でまず例えば
0:39:33	す。
0:39:34	柏崎に限らずですね、例えば大井ダテ大井 3 号機で先に工認取りましてそのあとに、大井 4 号機で 4 号で設工認取る時は、共用設備っていうのはこういう黄砂法で書きましようっていういわゆるずっとされてきたわけです。
0:39:49	それと同じことをカシワギ 6 でも書いているんですかっていう趣旨で言ったんですが、ちょっとおかしいこと言ってますから。
0:39:54	いや
0:39:56	その通りその通りですね、余りにも当たり前すぎてると思いますけれども、ちょっとそれも例えば一番右側ですね比較というところの備考欄にちゃんと書いていただいて特に今まで通りちゃんと
0:40:08	ルールに従って書いてるんだっていうことを明確にさせていただけると我々としては迷わずにいいかなと思うんですけども、よろしいでしょうか。当局ノモトです備考のところなんですそしたら従来の
0:40:20	ルールに文言をちょっと追加しただけっていうのにわかるように、
0:40:24	柿木いたしたいと思います。とりあえずそうですねシスタープラントになってるものに関してと同じ書き方ということをちゃんと書いていただければと思います。
0:40:36	あとすみません後もう一つ、1 点なんですけれどもちょっと私理解できなかったところがございます同じページ 7 ページのところ、代替熱交の話されていたと思うんですけども、
0:40:46	代替熱交 6 号機に改造しました、必要ですっていうことをおっしゃってたんですけども、別に 7 号機自体使う分にはその改造は必要ないからナゴは 7 号の工認としては成立するという認識でよろしいんですか。
0:40:59	東京大学の能登です。はい。ご認識の通りで、7 号機側の主仕様大容量とか要諦はですね、変更後に変更前に書かれていますので、全く変更がなくて、そのまま 7 号機では使えるっていうことになります。仮に 6 号の項に終わらなくても、認可でなくて仮にうまくってナゴが最確となった場合でも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:19	それは問題ないということによろしいんですね、当局の元ですその認識でおります。変更後に書いてあるのは6号機で使うときの資料だけ書いてありますので、
0:41:28	7号機は認可済みという認識です。
0:41:32	わかりました。
0:41:33	あともう1点なんですけど先ほど記載の中で、こちらの何でしたっけ。
0:41:41	比較表じゃなくて
0:41:43	何て言うか、4-ちょっと資料の名前忘れちゃったけども、494ページにあたるその記載方針の494ページなんですけれども、
0:41:50	先ほどその中で1点
0:41:53	一番上の6号機申請の場合ってその例示が書かれているマツムネ494ページの、そこでちょっと私、購入のことよくわかってないのかだけなのかもしれないんですけど、一番右側に先ほど宮崎が指摘しました7号機設備、
0:42:08	67号機共用、6号機に設置と、それになってるということなんですけど、この場合、7、7号機の方のこの本設備に対しては7号機の方は、6号機の工認が認可されない
0:42:20	それは認められないってということなんですかね、要するにそのオク場所の工認が進んでいない状態で設備だけ工認が認可されるってということってあるんですか。それは私が言う質問でもないかもしれないんですけど。
0:42:32	東京大学の本です。こちらに書いてある、7号機設備、6、7号機共用6号機設置っていうのはですね。
0:42:42	昆コンビルって呼ばれる、
0:42:45	六、七号共用の建屋の中に置いてあるやつで、厳密に、7号と6号が分けられている場所で、場所がなくて6号機に設置したけど7号機で使うものと、
0:42:57	ということで申請して耐震計算もやっけて、
0:43:01	67号機の共用建屋っていうのは、すでに7号機の申請で認可もらってるやつなので、この今回の6号の申請が認可されてなくても、もうすでに審査済み。
0:43:12	なので、問題ないと考えております、原子炉規制庁の小橋そうであれば同じ今日建物建てたエリアが違うだけだという認識でいいんですけど、わかりましたそれを納得いたしました。私からは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:43	規制庁の移動です。私からもちよつとこの共用の関係で確認だけなんですけど、
0:43:49	先ほど例示で挙げていた 494 ページの、
0:43:53	何とか設備の括弧の一番最初、6 号機設備っていうのは 6 号機単独登録のものであって、
0:44:01	前半の方、計 491 ページとかからを見ると、この基本的な記載パターンのところで、
0:44:10	最初に各この登録後期、
0:44:15	不破、
0:44:18	申請号機と登録合計同じ場合は記載しないとか省略できるような記載にもなってるんですけどそこって、
0:44:26	あれどういう整理になってるんですかね、6 号機単独設備のものは、
0:44:33	単独登録の設備は、結局どういうふうを書くことになるんですかね。
0:44:37	東京電力、野本です。
0:44:42	ですね 6 号機単独で本当に供用も何もないものは、ただ設備名称が書かれるだけになります。ここのルールでは、共用が複数、
0:44:53	大きい場所が複数あって共用って書かなきゃいけないもの場合はこうしてくれっていうのを、
0:45:00	書いてる形になっております。
0:45:04	規制庁のイトウですわかりました。そうすると、
0:45:09	この
0:45:10	何とか設備括弧 6 号機設備、
0:45:13	かぎ括弧閉じみみたいな形で終わるものはないという理解でいいんですかね。
0:45:20	東京リンクノモトです。衛藤。
0:45:24	何々例えば何々ポンプで、何、何 56 号機設備で終わるものはなくてですね、そういったもの場合は、ただ、ポンプの名称が書かれている。
0:45:34	だけになってます。
0:45:36	はい規制庁の伊藤です。理解しましたそうすると何かこの 490、
0:45:42	4 ページの記載って、そことそごがあるのかなと思ってて 6 号機単独登録で、6 号機設備鍵とじという記載があるようにも見えるんですけど。
0:45:52	実際はないということですよ。
0:45:55	えーとですね、東京大学のことで。こちらですね複数まるまる設備ってあって複数を代表してる設備の場合は、
0:46:06	こういう書き方になっておりますな例を言いますと、照明とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:12	通信連絡設備とか、
0:46:15	電話とかですね。
0:46:16	一つの機能を複数の機器で代替し、代替するっていうか、複数の機器で成立させるやつについては、何々設備と書いた上で、置き場所がバラバラになりますので、
0:46:29	こういうふうには単独号機がある場合でも、複数あるので、単独動きを示すっていう意味合いで、こういうふうにしております。
0:46:37	先ほど私が申し上げたタダノ名称だけで終わるやつですよっていうのは、例えばポンプみたいにですね、そのポンプだけで機能が完結するやつは、ほかに。
0:46:49	複数の設備、ポンプがないので、共用とはならないので、ただ、名称が書いてあるだけと。
0:46:55	根井。
0:46:57	複数設備があるものは、どうしても共用の設備と単独の設備があるので、
0:47:06	大丈夫ですか。はい。
0:47:09	複数設備があって一つの機能として説明しているものは、単独のものもあれば、67 共用のものもありますので、494 ページのようなルールのものが、
0:47:19	存在しますと、
0:47:21	いうことになります先ほどちょっとしゃべりました 492 ページのSPDSなんかまさにそれですね、
0:47:32	これは 6 号機の中操にもSPDSがありまして、
0:47:37	5 号機の緊急時対策所って呼ばれるところにもSPDSがあるので、
0:47:42	でもそれで安全パラメータ表示システムっていう、
0:47:46	一つの機能で名前をつけていると。
0:47:50	そういったもの場合は単独設備であっても名前、名前を載つけて分別できるようにしていると。
0:47:56	そういったルールになってます。はい。規制庁の伊藤です。はい。わかりました。そうすると仮にこの 492 ページのSPDSが、緊対所の方になかったら、この 6 号機設備という記載はアノないような記載ルールになるっていう理解ですか。はいその通りです当局でその通りです。
0:48:16	はい、わかり規制庁ノダですわかりました。私からは以上です。
0:48:26	はい。規制庁の伊藤ですWeb側からもこのグランドルールに関する説明、質問等ございますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:40	はい。仲村さんお願いします。
0:48:42	はい。規制庁の仲村ですけど、私の方から何点かちょっと確認させてください。で、少し細かいところかもしれないんですけども、
0:48:53	ちょっとナゴな。7号の時の経緯とかちょっとわかんなくて教えてもらいたいとあるんですけど、まず比較表の
0:49:03	65ページですね。
0:49:08	音声とか大丈夫ですかね。
0:49:11	はい。規制庁の伊藤ですよく聞こえています。はい。65ページで、下の方なんですけど、
0:49:20	bポツっていうところであって、追加となったものっていうところで例示が一斉防護設備から浸水防護設備になって、
0:49:31	記載の適正化ってなってるんですけど、ちょっとこの理由っていうのを申す少し教えてもらいたいんですけど。
0:49:42	東京電力野本です。こちらはですね、7号議の最後ですね。
0:49:48	ちょっと別表第2とかの例。
0:49:52	から正式に名前をとってきたわけじゃなくて宗主、我々が使ってた総称で水防設備って書いてたんですけども、本来であれば、ここでは別表第2の名称と合わせるようなものなので、
0:50:06	椅子、浸水防護施設というふうに、ちょっと名前を
0:50:12	しっかりただけで言ってる中身はですねあんまり変わんなくてですね、水関係の設備に対して、
0:50:19	てことになります。
0:50:21	ただ単純に名前を適正化しただけになります。
0:50:27	規制庁の仲村ですけど、要するに中身について、施設が変わった、施設設備とかが変わったっていうわけではないということですね。そうなってくると何かちょっと気になったのは、
0:50:41	ナゴの時のす記載が正しくなかったということですか。
0:50:46	それとも、名称の言い方の考え方が少し違ってたぐらいの話だということですか。
0:50:54	そうですね名称の考え方が違っていたのと、例示自体は
0:50:59	これは今、差異は67で出してますけども、7号機の当時は他のプラントさんと比較してここは別に記載プリ層位なかったんで、
0:51:10	特段これが間違ってるってわけでは全然ないです。
0:51:15	事実関係にはわかったんですけども、ちょっと今後のことも考えてるところの資料でいうと、記載の適正化だけで書かれてると。また、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:28	何ヶ月かしたらですねわかんないところあるんでもう少しちょっとこの理由のところは詳しくですね、書いていただけないですか。
0:51:38	当局のことです。ちょうど 65 ページのところはホアシ 65 ページのところも含めてですね、ちょっとこれじゃわからないなというところは理由をちょっと書き加えておきたいと思います。
0:51:52	はい。よろしくお願ひします。で、あともう 1 点すみません、これは記載だけの話で確認なんですけども、
0:51:58	同じ比較表の方の資料の、
0:52:02	16 ページですね。
0:52:10	すみませんねちょっと。
0:52:23	で、
0:52:25	この両括弧のトのところ、もう本当記載の話なんですけど、既工認っていうのが、
0:52:32	出てきますんで、
0:52:34	おそらくここで言うのが多分、
0:52:38	厚手じゃないかなあと思うんですけども。
0:52:42	普通機構に以下機構にというとかそういう書き方って、略称規定とかすると思うんですけどこって多分何もされてないんじゃないかなあというところで、
0:52:53	記載する必要がないのかなっていうことをちょっと。
0:52:56	確認なんですけども、
0:53:04	東京電力松本です。
0:53:06	ですねこれ工事計画書から、土岐工認に変わっているんですけど、意図としてはこれ、
0:53:17	そうですね。
0:53:22	工認認可済みであるような、
0:53:26	記載を反映しようと考えて、土岐公認と書いている。
0:53:31	という範囲認識でここはいました。
0:53:39	ちょっと私も、資料のですね、立て付けとかちょっと全部が理解できてないんですけども、
0:53:50	これで、
0:53:51	説明ができるってことですか、今。
0:53:56	既工認の本文記載事項のってなってるんですけども。
0:54:00	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:03	はいちょっと、認可済みというニュアンスが出るようなところではこういった記載を使用しています。
0:54:16	それは、
0:54:17	どこかですね、何のことについて既工認と言ってるっていうのは、
0:54:25	いらないってことですか。
0:54:29	そうすと、場所によって工事計画と書いていたり、既工認と書いてあったり、
0:54:36	としていますけれど、
0:54:39	これ、
0:54:40	藤。
0:54:44	ちょっと待ってください。衛藤。
0:54:49	東京電力野本です。おそらくですね。
0:54:54	ここではあれかもしれないですけど、しっかり添付書類とか説明書側ではですね、しっかり正式名称を書いた上で、略称を使うように、
0:55:04	指導してますので、
0:55:07	正式名称で、
0:55:10	しっかり書いた上で、既工認で使う場合は機構にて省略するような形になっております。
0:55:18	これで大丈夫でしょうか。
0:55:20	わかりました。
0:55:22	理解しましたんで、それで結構です。
0:55:26	私からは以上です。
0:55:30	はい。規制庁の伊藤ですそのほか、
0:55:34	呉から会議室側からでもよろしいですか。
0:55:43	ちょっと私から、友井。
0:55:45	点だけ。
0:55:47	比較表の、ちょっとルールみたいのところになると思うんですけど、多分青gで下線で書かれてるのが、
0:55:56	計7との比較で、
0:55:58	負債があるような部分になっていて、その他に、黒字で、
0:56:02	この下線が引かれてるところもあると思うんですけど、そこっていうのは何との差を記しているものなんですかね。
0:56:12	例えば一番最初に出てくるのは22ページとかになると思うんですけど。
0:56:28	あ、東京ノモトです。これすいません申し訳ないです単純に消し忘れですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:35	ずっとごめんなさい、大急ぎで比較表を作ってまして7号機のとくに、
0:56:42	おそらく、
0:56:43	他社と違うところだったんですねここ。
0:56:46	なんで下線が引かれたやつがそのまま入っちゃった可能性がありますますんでちょっとすべて見直してですね、黒川線のところは全然、
0:56:55	ここを見る見ていただくとわかる通り、7号と6号で差がないので、単純な動きにあります。大変失礼しました。訂正版を作成して出したいと思えます。
0:57:07	はい。規制庁のイトウですわかりました。では、消せばよろしくお願ひします。
0:57:13	私からは以上ですけども、特にほかにはないですかね。
0:57:19	はい。ではグラウンドルールに関する質疑はこれで終わりたいと思えます。
0:57:26	この後、基本設計方針の方は行っていきたくと思えますが、人の入れ替え等もありますので一旦ここで中断とさせていただきます。
0:57:38	はい規制庁の伊東です。ではヒアリング再開したいと思えます。土岐本籍方針の説明事業者からお願ひします。
0:57:46	はい。東京電力のニシズルです。まず最初に私の方から、基本設計方針のヒアリングの進め方と説明ノダ概略のスケジュールをちょっとご説明したいと思えます。
0:57:57	まず今回K6アノ今回申請させていただいてK6本体の基本設計方針、あとそれ、ノモトとなる様式6と様式7は、原則、計7ベース、認可いただいております。計7ベースで作成してございます。
0:58:12	ですので認可いただいた形等の基本設計方針と比較する形で、施設単位でご説明させていただきたいと考えてます。
0:58:21	比較表これからご説明しますけども、比較表においては、K7との差異のところを明確にしております。またぱらぱら、グラフごとにですね、寄与技術基準の対象条文、
0:58:33	第5条ですとか六条とか、そこを括弧書きで記載しておりますので、適宜ご参照いただければと思っております。
0:58:41	また様式六、七については、参照するEP設置許可が六、七号として同一でとって、同じのEPになります。
0:58:52	また説明すべき変更する内容もないということから、今回、ご提出をさせていただいておりますけども、
0:58:59	あと、この後最初に構成等をご説明しますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:03	個別の説明はせずに、ご質問等あれば、適宜、様式を用いてご回答させていただきますと、そんな形をさせていただければと思っております。
0:59:12	あとスケジュールですけども、本日は、この後、様式 6 名の構成等をご説明した後に、3 施設区分ですね、非常用電源と常用電源後、緊急時対処上の基本設計方針をご説明したいと思っております。
0:59:27	衛藤以降 12 日以降にプラント班さんの枠で 5 コマ使って、施設ごとに順次ご説明させていただきたいと考えてます。
0:59:36	先ほどもお話ございましたけども地盤とか耐震とか津波とか、そっこの部分に関しましては耐震ファンさんの枠の中で御説明というふうにさせていただきたいと思っております。
0:59:50	はい、以上のような進め方で、娘させていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:59:57	はい。規制庁井藤です。はいその進め方で結構でございます。
1:00:02	はい、ありがとうございます。
1:00:03	では最初に様式 6 名の構成等をご説明差し上げたいと思います。
1:00:13	東京電力の中澤です。
1:00:15	私からは、様式 6 名の概要と資料構成と基本設計方針の作成方法等についてご説明いたします。
1:00:23	資料押せ、確認しながら説明したいと思いますので、お手元に、先行審査プラントの記載との比較、(イ)常用電源設備の基本設計方針、
1:00:35	資料番号KK6 本分-028、括弧比較表開 0 と。
1:00:42	基本設計方針に関する説明資料、16 条 45 条の様式六、七、
1:00:49	資料番号でKK6 機能-016 階 0。
1:00:55	をご用意いただきますと幸いです。
1:01:06	よろしいでしょうか。
1:01:08	まず様式 67 の概要についてご説明いたします。
1:01:12	様式六、七は、許可EPの内容をベースに、技術基準に対する基本設計方針と、その適合性の考え方について、網羅的に網羅的にセールスためのヒンショウ様式になります。
1:01:25	続きまして基本設計方針に関する説明資料、様式 67 の資料構成についてご説明いたします。
1:01:33	お手元に、資料番号、KK6 機能、0-016 階 0 を越えください。
1:01:49	こちらの資料は、表紙、
1:01:51	56 条の様式の 7、その下に 16 条の様式の 6。
1:01:57	45 条の様式の 7。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:00	45 条の様式 6 をまとめた資料構成となっております。
1:02:06	続きまして資料 7 の資料構成について、すいません様式 7 の資料構成についてご説明いたします。
1:02:13	表紙 1 枚めくっていただきまして、様式 7、16 条の 1 ページ目をご覧ください。
1:02:27	様式 7 は、表の左から、技術基準規則、基本設計方針の変更前、変更後、
1:02:34	許可EP本部強化、許可APの本文、テンパチ、基本設計方針との各対比備考という資料構成となっております。
1:02:43	各欄の概要としまして、技術基準規則の欄には、最新の規則及びその解釈を反映しております。
1:02:51	基本設計方針変更前の欄には、旧技術基準規則に対する方針を整理しております。
1:02:59	基本設計方針変更後の欄には、技術基準規則に対する方針を整理しております。
1:03:05	許可EPの本文テンパチの欄には、技術基準規則に対応する許可EPを反映しております。
1:03:13	基本設計方針との各対比段には、各退避の考え方について、
1:03:18	基本設計方針の段落ごとに整理しております。
1:03:22	備考欄には、施設区分ごとの基本設計方針への展開先について、基本設計方針の段落ごとに整理しております。
1:03:31	また、主な凡例としまして、すべての欄の赤字は、様式 6 に関する記載であることを示しており、
1:03:38	0 番、
1:03:39	四角付番。
1:03:41	ひし形付番で関連を示しております。
1:03:45	基本設計方針案の黒字は、許可EPから引用した記載であることを示しており、
1:03:50	許可EP欄の丸付番及び枝番と赤線で関連を示しております。
1:03:57	基本設計方針欄の赤字は、許可APからの、あ、失礼しました。青字、
1:04:03	基本設計を診断直二は、許可EPからの引用以外の記載であることを示しております。
1:04:09	その他、凡例につきましては、様式 7 の右上の凡例一覧の通りです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:15	なお、基本設計方針、末尾の隅括弧の番号は、様式 7 と、施設区分ごとの基本設計方針の関連を示す番号として、様式 7 の上から順に付番しているものになります。
1:04:30	続きまして、様式 6 の資料構成について説明いたします。
1:04:35	お手元の資料、3 枚めくっていただきまして、
1:04:40	様式 6、16 条の 1 ページ目をご覧ください。
1:04:51	様式 6 は、上から 1 ポツの技術基準とその解釈への適合性の考え方。
1:04:57	2 ポツ、3 ポツの許可IPを、基本設計方針に記載しないことの考え方。
1:05:03	4 ポツの詳細な検討が必要な事項という資料構成となっております。
1:05:09	用紙 6 の 1 ポツから 3 ポツの丸四角の各付番で、様式 7 の赤字と関連づけをしております。
1:05:19	4 ポツは、当該条文に係る説明書や、
1:05:23	図面等の資料について整理しております。
1:05:27	続きまして、基本設計方針の作成方法について、1 例として、隅括弧 16-1 を用いてご説明いたします。
1:05:35	お手元の資料お手数ですが戻っていただきまして資料 2 枚目。
1:05:42	様式 7-16 条の 1 ページ目。
1:05:48	基本設計方針変更後の隅括弧 16-1 をご覧ください。
1:06:01	まず、技術研規則と基本設計方針との関係についてですが、これは丸付番で関係を紐付けしております。
1:06:10	具体的には、技術基準規則の 16 条 1 項と、
1:06:14	その解釈に最低数、記載されている①と、
1:06:18	基本設計方針変更ご覧の隅(16)の 1 の前に記載されている①-1 が該当いたします。
1:06:27	続きまして、許可の基本設計方針と許可IPとの関係についてご説明いたします。
1:06:34	基本設計方針と許可APとの関係についてですが、これは、0 番及び枝番と赤線で関係を紐づけております。
1:06:44	具体的には、基本設計方針変更後欄の隅括弧、16 の 16 条 1 の前に記載されている①-1 と、
1:06:53	許可EP本文欄の①-1 と、赤線が該当します。
1:06:59	また、基本設計方針変更後欄の隅括弧、16 条 1 には黒字と青字の記載がありますが、
1:07:07	黒字は、許可EPから引用した記載で、
1:07:10	青字はそれ以外の記載であることを表現しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:15	青字は規則や、先行電力の情報等を出典元として作成しております。
1:07:23	その他、許可EP本文テンパチ欄には、資格一夜しがたいといった不安がありますが、これは許可APを基本設計方針に期待し、記載しないこと の考え方について、
1:07:34	示した、不安となり、
1:07:36	様式 6 に紐づけて、理由を整理しております。
1:07:40	続きまして、基本設計方針との各対比についてご説明いたします。
1:07:47	この欄では、基本設計方針の変更後、許可EP技術基準規則、基本設計 方針の変更前と対比し、
1:07:56	各対比の結果を、緑、紫の文字色に分けて整理しております。
1:08:03	鷺見(16)の 1 では、紫で表現した行政経営方針の変更前と変更後の 対比の結果を、
1:08:11	追加要求事項による差異あり。
1:08:13	年さらに括弧書きでその補足について整理しております。
1:08:19	続きまして備考欄についてご説明いたします。
1:08:24	備考欄では、施設区分ごとの基本設計方針への展開先として、別表第 2 に基づく施設区分とグラドルールに基づく項目について整理して おります。
1:08:36	鷺見(16)の 1 では、
1:08:38	非常用電源設備の施設区分、3 ポツ、直流電源設備及び計測制御用 電源設備、3 ポツ 1 常設直流電源設備の項目に展開される整理として おります。
1:08:52	続きまして、3 枚めくっていただきまして、様式 6 についてご説明いたし ます。
1:09:15	様式 6 の 1 ポツでは、様式 7 に記載された、①の詳細について整理し ております。
1:09:23	16 条の①は、16 条 1 項の要求を受けて、基本設計方針に記載する事 項として、非常用電源設備を施設する旨と、その適合性の考え方につ いて整理しております。
1:09:36	続いて 2 ポツでは、様式 7、許可EP本文欄の基本設計方針に記載しな い考え方について整理しております。
1:09:45	16 条で四角い値がひもづいている箇所は仕様の記載であり、
1:09:50	要目表として整理する内容であることから、
1:09:53	基本設計方針では記載しない整理としております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:57	続いて、3 ポツでは、様式 7、許可EPテンパチ欄の基本設計方針に記載しない考え方について整理しております。
1:10:08	16 条で、志賀太一がひもづいている箇所は、許可EP本文と重複している記載であり、基本設計方針への引用は許可AP本部を採用していることから、
1:10:19	基本設計方針では記載しない整理としております。
1:10:23	志賀太一の後に括弧書きで重複している箇所を示しております。
1:10:28	続いて 4 ポツでは、実用炉規則の別表第 2 等に示された添付書類について整理しております。
1:10:36	4 ポツで整理した、添付書類と条文要求との関係を示すため、1 ポツの説明資料等の欄に、
1:10:44	4 ポツの資料番号を紐付けております。
1:10:49	続きまして、様式 7 と、施設ごとの基本設計方針の関連についてご説明いたします。
1:10:55	お手元に、新先行審査プラントの記載との比較表、括弧非常用電源設備の基本設計方針、
1:11:03	資料番号でKK6 本分、
1:11:08	ー028、カッコ比較表書い 0 をご用意ください。
1:11:18	こちらの資料、9 ページ目をご覧ください。
1:11:33	右から 2 番目の列助役への 2 枠目の 3 ポツ、直流電源設備及び及び計測制御用電源設備のうち、
1:11:43	2 段落目の直流電源設備は、から始まる文章の末尾、10 ページ目になりますけども、
1:11:50	隅括弧、16ー1。
1:11:53	ツツミ(4)15ー6 の不安があります。
1:11:57	これは、様式 7 で整理した隅括弧 16 条の 1 の基本設計方針が、非常用電源設備の基本設計方針に展開されていることを示しております。
1:12:08	このように、隅括弧を用いて、様式 7 と施設区分ごとの基本設計方針をひもづけることで、様式 6ー7 が網羅的に整理し、した基本設計方針が、
1:12:20	施設区分ごとの基本設計方針モリなく展開されていることを確認できる整理としております。
1:12:27	以上が、様式 67 概要、資料構成、基本設計方針の作成方法等についての説明となります。
1:12:36	ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:46	はい。規制庁の井藤です。
1:12:50	今説明のあった内容基本設計方針の
1:12:54	企業電源設備常用電源設備緊急時対策所数のすべてを今の説明でっていうことですか。
1:13:06	東京電力羽山です。今のがですね様式六、七の説明になりまして、この後ですね、具体的には比較表を用いましてご説明させていただこうと思っておりますちょっとさ、初回ですので、
1:13:20	様式 67 についても、まずは構成ですとか、様式 6 なんてのはどのように使用して、基本設計方針作成に使われているかというのをご説明させていただいた趣旨でございます。
1:13:32	はい。規制庁の伊藤です。わかりました様式六、七について
1:13:37	質疑等ございましたら、お願いします。
1:13:46	はい。WEBからも、
1:13:48	特にないですかね。
1:13:51	そしたら個別の説明は行っていただきたいと思います。比較表を用いて説明をお願いします。
1:14:00	東京電力ホールディングスの葉山です。それ、そうしましたら比較表を用いまして本日ご説明させていただく 3 施設区分のご説明、始めたいと思います。
1:14:11	まず資料番号KK6 本分ー028、括弧比較氷解 0、先行審査プラントの記載との比較表括弧非常用電源設備の基本設計方針をご覧ください。
1:14:25	最初に、少し比較表のフォーマットづくり方のご説明させていただきますと本日お持ちしました比較表は 3 施設分、3 施設区分分には、ちょっと対象該当するものがございませんが、
1:14:40	表紙の次のページにですね、差異理由表というものをつけている施設区分の比較表がございます。
1:14:48	こちらは 6 号機 7 号機ですね特にちょっと大きい、小さいといいますが、御説明が必要だとを整理した際を整理しているものございまして、そちらにつきましては詳細にご説明をさせていただく予定となっております。
1:15:02	本日、ちょっとお持ちしたものには該当ございません。
1:15:06	で、1 ページ目をご覧ください。こちら比較表のつくり方としましては先ほどのグラウンドルールと同様ですね、当最新の認可プラントでございます島根参考に一番左側に記載してございます。で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:21	差異の整理としましてはツインプラントでございます。弊社、認可済みプラントでございます柏崎刈羽 7 号機と 6 号機の差異を抽出しまして、
1:15:32	一番右側の比較、柏崎刈羽 7 号機との比較、何て差異の内容を整理しているものになります。差異箇所につきましては、
1:15:42	青字下線で示してございます。
1:15:47	それでは、
1:15:49	簡単にですねちょっと非常負債の内容を説明させていただきます。1 ページ目につきましては差異ございませんが、
1:15:59	えっとですね下から蓋、2 段落目のですね隅括弧 45 条の 9、加えてカンマ 14. 施設という記載がございましてこちらの、
1:16:09	先日、ご説明柏崎刈羽 6 号機の申請の概要のところでは主な説明事項として抽出してございます。皮膚対策に係る基本設計方針なっております。
1:16:23	で、こちらは基本設計方針としましては特に 7 号機と 6 号機で差異ございませんで、
1:16:28	詳細な説明、細かい設備の仕様ですとかそういった説明につきましては、別途ですね、説明書添付書類の、非常用発電装置の出力の決定に関する説明書の
1:16:43	補足説明資料の方でご説明させていただく予定でございます。
1:16:50	続きまして、2 ページ目ご覧いただきまして、こちらの角衛藤に上から 2 段落目の文括弧 72 条 21 につきまして、青字下線で設備の仕様を 2 カセ引いてございますがこちらは 6 号機と 7 号機で、
1:17:07	同市同目的、同機能の設備の中でですねものが違いますので、仕様が異なる場合がございます。こういったものにつきましては設備構成の差異と、
1:17:17	いうふうに整理をしてございます。
1:17:20	あわせてその次の段落ですね、隅括弧 72 条 22 スミエ 72 条 23、これとは別に、といった文章でございますこちらの中でですね。
1:17:31	先ほどグランドルールのご説明の中にもございましたが、共用する設備の書き方につきまして、7 号機の方は 67 号機共用と書いてあるものにつきまして、
1:17:43	こちら、6 号機の方では、7 号機設備六、七号機共用というふうにはですね、この古藤 6 号機につきましては、申請している号機 E は記載を省略するというルールになってございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:57	7号機の方ではこの7号機設備という記載を省略しているものになって ございます。こういった最後ですね、設工認申請号機の違いによる差異 というふうに整理をさせていただきます。
1:18:09	あわせて同じ文章のですね下の方に、メタルクラッド開閉装置 7C7で、
1:18:15	止めたら、6号機でいうとメタルクラッド開閉ツジ 6C6D、Aとなつてござ います。こちらも同目的同機能の設備につきまして、その7と6という 設備の子番号ですね、が5基の番号。
1:18:30	が違うといった程度のものオオノ債につきましては、こちらも同じく設工 認申請号機の違いによる差異というふうに整理をさせていただきます。
1:18:40	非常用電源設備につきましては、以降のページでも差異がござ います。今ご説明させていただいた設備構成の差異、または、設工認申請 号機の違いによる差異、
1:18:52	のものとなつてございます。
1:18:55	非常用電源設備の基本設計方針につきましては説明以上となりまし て、
1:19:00	一通り3施設区分御説明まずはさせていただきます。
1:19:06	続きまして、資料番号KK6本分-031、括弧比較氷解0、先行審査プラ ントの記載との比較表カッコ常用電源設備の基本設計方針をご覧ください。
1:19:21	こちらにつきまして基本的に差異ございませんで1ページ目2ペー ジ目さえございません。3ページ比較表の3ページ目をご覧ください。
1:19:31	こちらですね上から3番目の隅括弧45条16につきまして、先ほど の非常用電源と同様設工認申請号機の違いによる差異があるのに加 えまして、
1:19:42	ですね7号機の方で、2ルート4回線、括弧で以降で共用の記載をし ているものにつきまして、6号機では、最初に、共用括弧7号機設備、値 から7号機共用で共用の記載をしてから、
1:19:57	回線数の記載をさせていただきます。
1:19:59	こちらのグラウンドルールの方ですね、一応名称の後に競合機の記 載をするということになってございまして、7号機の方でも、記載の記載 している内容については特に不足があるというわけではないんですけ れども、
1:20:13	記載の順番をちょっと入れ替えて記載を適正化させていただいてござ います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:19	非常用電源設備につきましては、以降の 3 ページ 4 ページ 5 ページにつきまして最後ございません。
1:20:27	日常用電源設備の基本設計方針の比較表につきまして説明以上となります。
1:20:35	東京電力ホールディングスの関根です。それでは緊急時対策所の基本設計方針についてご説明させていただきます。
1:20:42	資料番号がKK6 本分-049、括弧比較表、下位 0 でございます。先行審査プラントの記載との比較表、研究時対策所の基本設計方針です。
1:20:54	まず、1 ページ目をご覧ください。
1:20:58	緊急時対策所は 7 号機との共用設備でありますため 7 号機と同内容となっております。
1:21:05	まず、差異についてご説明させていただきます。1 ページ目の隅角 46 条 1、76 条の 1-1 ですが、こちら、条例以上前と同様にですね、
1:21:16	設工認申請号機の違いによる差異がございます。緊急時対策所は、7 号機の登録設備でございます。また 6 名動き共用また 5 号機に設置としてございますため
1:21:27	共用の記載に差異がございます。
1:21:30	続きまして 2 ページでございますが、こちらも設工認申請号機の違いによる差異がございます。
1:21:37	70、角加古 76 条の 30 でございますが、こちら、7 号機の個数の記載におきまして全額であったところがございましたのでこちらの方へ半額に修正するような修正をさせていただきます。
1:21:51	続きまして、以降ですが、設工認申請合計の違いによる差異となっております。特筆すべき差異はございません。緊急時対策所の業績方針に関しましては、ご説明以上となります。
1:22:12	はい規制庁の伊東です。そうしましたら今の説明のあった基本設計方針の関係で、質疑等ございますでしょうか。
1:22:30	規制庁のヨシザキです。最小の非常用電源の、
1:22:36	基本方針、ちょっと先ほどグラドルールであったんですけども再確認という意味で、
1:22:41	2 ページのところで、
1:22:43	緊急用ダウン炉機、
1:22:46	これだから六、七、7 号機と 6 名共用、
1:22:50	オオキ 7 号機の設備なんで、そこが共用であったんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:55	同じものを、6号機で申請しても名称が、オフィスビルが共用ってなった だけでものものは、同じ。
1:23:05	ものと、
1:23:06	そういう場合はこういうふうは今、
1:23:08	7号機設備ですよという書き方になるという理解でよかったですかね。
1:23:13	東京電力ホールディングスハヤマです。そのご認識で問題ございません。
1:23:20	規制庁乳井関沢わかりました。で、ちょっと断路器って出ると、何か遮断 機はって思っちゃうんですけど遮断機は、
1:23:27	んなかったでしたっけ。ちょっと忘れちゃったけど。
1:23:32	えっとですね遮断こちらの設備につきましては、第1ガスタービン発電 機とメタルクラッド開閉装置を結ぶ呉電路SAの年度として、
1:23:46	あとはすみませんAM用MCCですね、に接続する電路として使用して ございましてその接続先のオオバン等でですね、
1:23:56	遮断器ついてございます。こちらの緊急断路器につきましては、断路器 飯尾がついている場になってございます。
1:24:08	こちらですかね単線結線図
1:24:12	添付書類の単線結線図で、こちらの番号の電路の図がございましての で、こちらの、また別途、
1:24:20	設計線図のところでご説明させていただければと思います。
1:24:26	はい。規制庁ヨシツグすみません、ちょっと時間が経ってしまって、忘れ てしまったんですが、また図面で説明いただければと思います。
1:24:35	あとですね、
1:24:39	電源はそれでいいか。
1:24:42	常用電源のところも一緒か。
1:24:46	スミージング。
1:24:53	規制庁のヨシツグセット10電源ところだから、何だ、2ループ4回線とか 1ルートは2ルート化、2と4回線1ルート1回線の
1:25:03	書き方を前後させたのとあと、
1:25:06	何だ背番号7号機ってつけただけで、これもオノは同じものを指してい ると。
1:25:13	そういう理解でよかったですか。
1:25:15	東京電力の葉山です。そのご認識で問題ございません。
1:25:20	はい。規制庁の吉崎です了解しました。
1:25:23	最後の緊対所の基本法スペック方針で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:28	これも一緒なんですけど、ちょっと気になったのは、ちょっと、
1:25:33	なんだ。
1:25:35	どんなものかなんですけども、4、3 ページの
1:25:40	3 ページの金対象の二酸化炭素吸収装置って、
1:25:48	これってどんなものでしたっけ、少し忘れてしまう。
1:25:51	あと東京電力の関根です。トミサカ図 90 装置はですね、二酸化炭素へと室内の二酸化炭素を吸収して、
1:26:02	江藤濃度の許容基準を満たすために、井坂断層を吸収するような設備となつてございます。
1:26:13	きちっとニュースフェアなんか、
1:26:16	どんなものなんす可搬型なんですか、常設なんですか。
1:26:19	なんかちょっと、イメージがちょっとわかんなかったんすけど。
1:26:26	常設でございます。
1:26:42	社長。
1:26:48	市長の吉崎さんは緊対所の際にまた説明した方がいいと思うんですけど、その説明書
1:26:53	ちょっとう
1:26:56	緊対所の担当じゃなかったから、フタミシライのかと思うんですけど
1:27:01	原理はどんな原因なんですか。
1:27:07	東京電力伊達です。議員にちょっと書類を、補足説明資料、添付資料の方で野中の補足説明資料で、説明いたしますからもっと簡単でしもうと、
1:27:19	宇宙ステーションとか、ああいったところでは、二酸化炭素が出ていて、
1:27:25	呼吸すれば出ていくんで、そのあと宇宙ステーションも 2 サカタハタケになりますんで、酸欠になってしまう、もしくは二酸化炭素強くなりますんで、そこをちょっと記憶裏覚えなくて触媒反応かなんかで、
1:27:38	二酸化炭素の濃度を下げるといふ、ちょっと触媒かどうかというのはちょっと、補足説明資料で、正確に説明しますんで、今日は割愛させていただきます。
1:27:47	規制庁の井関はいわかりましたとりあえずそれで、また別途説明いただければと思います。
1:27:56	はい。とりあえず、私からは以上です。
1:28:03	8 規制庁のミヤザキです。
1:28:06	当間、2 ページあたりで、所内電源系統ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:12	失礼しました。えっとですね。
1:28:16	設計方針の比較表ですね、先行審査プラントとの記載との比較表の下、
1:28:24	非常用電源ですね、非常用電源。
1:28:27	028 の比較表書いの 0 っていうやつです。
1:28:31	経験本文。
1:28:32	028 の比較表。
1:28:35	の、2 ページですか。
1:28:39	これはもう非常 1 ポツ 2 の所内電源系統というところで、これ
1:28:47	細かな数値、電圧とか、いろいろ
1:28:53	ありますけどもこのあたり、
1:28:56	当然 6 号機の方が、少しずつ大きくなっていくこれはもう共用設備をもう、
1:29:02	負担しているからという認識でよろしいですか。東京電力の葉山です。こちら共用設備ではございませんで、それぞれ 6 号機 7 号機用についている設備になってございまして、
1:29:17	物設備が、
1:29:19	違いまも同じ名前なので同じ目的、同じ機能としてプロで 6 号機 7 号機、
1:29:27	2 設置している設備になるんですけれども、ものが、メーカー等異なりまして、仕様としては異なっているものとなっております。それぞれの号機、
1:29:37	この仕様で問題ないということにつきましては、添付書類のですね、こちらの要目表になく、基本設計方針のみに記載している設備になってございますので、
1:29:48	添付書類のですね、設定値根拠書の別添のほうでご説明させていただく予定になってございます。
1:29:55	はい規制庁の宮崎ですわかりましたありがとうございました。
1:30:11	原子力規制庁の小林です。
1:30:13	ミヤザキと同じページなんですけどちょっと私は
1:30:17	関川の記載がどうなって、どこまで詳細に書いてあるかちょっと記憶になくてですね、1 個 1 個おっしゃるんですけれども、
1:30:26	イマイって言えアノやパーセンタートかですねそれぞれ細かい数字ですけれどもこれ設置が申請書の中ではここまで明確には書いてなくて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:35	大体どれぐらいの容量まで必要だっというところを書いてあるのかちょっとその設置許可申請書との整合性というか、徒歩包絡性というんですかねそれを、
1:30:45	は、大丈夫なんでしょうか。ちょっとそこはまた、添付資料説明ということなんですか。
1:30:51	東京電力ホールディングスハヤマです。設置許可との整合性という観点でいきますと、本文 5 号でございましたら、添付、別途添付書類の設置許可との整合性の説明書でご説明させていただきます。で、
1:31:08	現テンパチの記載につきましても必要に応じて、反映されてるかっていうのはそちらの資料で確認することは可能でして、またですね、
1:31:17	本日お持ちしました様式 6 名の方で、設置許可から当該の基本設計方針をどのように作成したかというのが、
1:31:28	とわかるようになってございまして、
1:31:30	少々お待ちください。
1:31:40	えっとですね、資料番号が、
1:31:43	KK6 期一 072 回 0、基本設計方針に関する説明書、隅括弧 7 第 72 条電源設備、
1:31:55	はい、こちらですね 72 条の 9 ですね。
1:32:00	ページが 72 条の 9 ページでこちらですね完全に
1:32:05	設置許可には記載がなく、
1:32:08	技術基準規則の要求事項ということで追求をしているままになって、
1:32:14	ございます。
1:32:17	71
1:32:22	すいません、から一段落へと。
1:32:25	基本設計方針への
1:32:29	左から 2 列目ですねの一段落目。
1:32:33	すべて淡路鷲見(7)中 2021 を記載してございますのでこちらの設置許可にはここまで細かい設備の使用と書いてございませんでして、
1:32:43	技術敷設購入の断面で、詳細に記載をさせていただいたものになってございます。
1:32:54	えっと東京電力ダテです。細かい多分コバヤシの設置許可やられたんで、わかるかなと思ってんすけど 72 条の 20 ページを見ていただけると、整地強化にはこの辺のスペックが書かれているんで、
1:33:08	当該箇所には該当しないと。
1:33:10	いう形。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	72 条の 20 ページに、蓄電池の容量とか、そういったところのスペックはあるんですけど、
1:33:18	メタルクラッド開閉装置やパワーセンターのスペックまでは、添付 8 には書いておりませんと、ということです。
1:33:28	はい。
1:33:54	原子力規制庁の小橋です。結局これ、総量が合っていればいいということでもいいんですよ細かい数字はあるけど結局、
1:34:01	ここに書いてある本文に書いてある、例えばその 120、どれを見ればいいのかになってここに、
1:34:07	もう容量って大ざっぱな数字てるじゃないですか。
1:34:10	例えば 72 条の、
1:34:14	20 ページのところと外ですね、ちょっと私言ってるところは正しいかどうかわからないんですけどここに、
1:34:21	真ん中設置許可申請書本文のところには容量とかいろいろ書いてあると思うんですけどその容量は満たすようにはなってますよということいいですかそれはか。
1:34:30	東京電力ホールディングスの葉山です。はいそのご認識で問題ございません。はい、わかりました。ただその内訳が違うだけですよっていうだけであってそれは号機ごとによって違うだけだということでもいいんですよ。
1:34:43	東京電力ホールディングスの羽山です。EPに設置許可に書いてございます資料につきましては当然、設置許可の許可を受けて、
1:34:52	記載している節、
1:34:56	許可を受けてせえ後段で設工認の認可を申請してございますので、そちらの方の設備の仕様につきましては、整合しているように、
1:35:06	なってございますそちらにつきましては、
1:35:08	設置許可の整合性に関する説明書で確認することができます。で、今回の場合につきましてはそもそもその設置許可断面で細かく設備を書いていなかったもので、見えてきているものを設備もあるというパターンもあるということでございます。
1:35:23	原子炉規制庁の小橋伊達さんの説明と今の説明でわかりましたと私誤解したところがございまして、ただちょっと数字的には多分最終的には傷部、多分、
1:35:35	V掛けるアンペアと奇数分やれば、大体 65 ナゴ大体同じになるような数字にはなっているっていう認識でよろしいですね。はい、わかりまし

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	た。それはただメーカーの違いとか何かそういうので、ちょっと内訳が違ってるとのことによろしいですね。わかりました。私からは以上です。
1:36:03	規制庁のイトウです。
1:36:06	シール非常用電源設備の基本設計方針の比較表の中で、
1:36:12	17 ページ。
1:36:16	の一番上なんですけども、
1:36:22	この非常用所内電源系統系については、5 号機 6 号機それと、あと六、七号で相互に接続するって書いてあって、
1:36:32	中段の辺りで、遮断器を開放することにより、6 号機非常用所内電源系と 7 号機非常用所内電源系を分離する。
1:36:43	という話になってるんですけども、ここの分離の中に、5 号機 6 号機間の分離の話は書かなくても大丈夫なんですかね。
1:36:58	東京電力ホールディングスの葉山です。ご指摘いただきありがとうございます。おっしゃる通り分離の話が、
1:37:09	必要かと思しますので、反映させていただきます。
1:37:17	そうですね一旦はいそうですねセットと思いますがちょっと持ち帰って、反映要否、ちょっと件確認させていただきます。はい規制庁のイトウです確認の上、必要あれば修正等、よろしく願います。
1:37:29	あともう 1 点これはちょっと確認なんですけど、
1:37:36	と、
1:37:38	A、
1:37:39	緊急時対策所の基本設計方針の比較表。
1:37:46	2 ページ目。
1:37:51	2 ページ名を、
1:37:54	かな。
1:37:56	一番最後ですね 7064 のところの、
1:38:02	この
1:38:04	重大事故等が発生した場合においても、
1:38:07	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員というワードが、ここでは出てきて、後半、
1:38:18	この業績方針の後半の方でも、似たようなワードが確か出てくるんですよ。5 ページ目ですかね。
1:38:29	有毒ガスの関係なんですけど、
1:38:31	こちらでは、これと全く同じ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:43	重大事故、有毒ガスが移行ですけど重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員。
1:38:50	ここでは指示要員という形で定義しているんですけど、この定義の仕方、
1:38:57	最初のところで定義するわけじゃなくてこっちで、
1:39:02	のみ定義をしているっていうのは、何か考え方があるんですかね。普通に考えると一番最初にで定義するような気がしますけども、
1:39:10	ここで定義している理由って何ですか。
1:39:13	尾藤キョウデンホールディングスの関根です。特にここで
1:39:18	ここで示している理解はございません。
1:39:23	はい規制庁の伊藤です。そしたらなんか一般的に考えれば一番最初かなとは思いますが、特に理由ないのであれば、
1:39:34	うん。
1:39:35	別に最初でもいいんじゃないかなと思うんですけど、特に理由はないんですかね。いや、この有毒ガスに係るところだけでこの支持要因っていうのを繰り返し使ってるから、ここだけで、
1:39:47	定義したのかなとも思ったんですけども。
1:39:57	東京電力野本ですけども、ちょっと有毒ガスの件ですねこちらは、おそらくですが、当初7号機的时候には、
1:40:07	なくてですね。
1:40:09	後から改正で追加された内容で、ちょっと変なところから始まって、
1:40:16	いて、その内容を反映した形で今こういうふうになっておりますので、ちょっといびつですけど、7号機で後から追加された際の対応を、
1:40:27	予習して、6号機も今作ってるっていう形になってます。
1:40:31	なんでおっしゃる通りですね、
1:40:35	有毒ガスが最初から条文要求にあったらちゃんと綺麗になってると思うんですけど今そうになってないっていう。ただそれだけです。
1:40:44	はい。規制庁の伊藤です経緯は、何となく冊子についていたんですけど特にそこは当然としては、記載の適正化とは必要ないと考えていると。
1:40:53	いうふうに理解しました。はい。
1:40:55	私から以上です。
1:41:19	東京電力ホールディングスの関根です。先ほどの件ちょっと、持ち帰って検討したいと思います。
1:41:27	はい。こちらも適正化等必要であれば、よろしくお願いします。
1:41:33	衛藤。すいません規制庁の伊藤ですが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:36	その他、会議室側から質疑ありますか。
1:41:42	ウェブから。
1:41:45	Webの方も、今の基本設計方針に関する質疑等ありましたら、
1:41:54	特になければ、
1:41:58	今日の非常用電源設備常用電源設備緊対所の基本設計方針のヒアリングはこれで終わりとさせていただきたいと思いますがよろしいですか。
1:42:08	はい。コメントの確認そしたら、質疑はこれで終わりということでコメントの確認をお願いします。
1:42:38	はい。そうしましたら質疑まで終わりましたので、これでヒアリングは終了させていただきたいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。